

## 国民体育大会宮城県予選会開催費補助金事務取扱要領

### ○ 今年度の主な変更点

#### 1 領収書等の提出について

前年度までは報告時に領収書等の原本を提出いただいていたが、令和二年度の提出は写しを提出すること。

前年度（～令和元年度）	今年度（令和二年度）
事業実施報告書	事業実施報告書
収支決算書	収支決算書
領収書	領収書 <u>の写し</u>
大会開催要項	大会開催要項
大会プログラム	大会プログラム
大会記録表	大会記録表
振込先通帳の写し	振込先通帳の写し

#### 2 実績報告書の提出及び概算払請求について

##### 1) 実績報告書の提出について

当該大会終了後 1 カ月以内に提出すること。

##### 2) 概算払請求について（6 月以降に事業を実施する競技団体で、希望する場合のみ）

補助金の概算払を必要とする競技団体は、国民体育大会宮城県予選会開催費補助金概算払請求書（様式第 8 号）に必要事項を記入のうえ、指定期日までに提出すること。

##### 3) その他

- ・領収書については内訳（個数・単価）が明記されていること。また、領収書等の宛名は「宮城県〇〇〇協会（連盟）」で受領すること。
- ・謝金については、所定の様式に自筆署名・押印とする。所定の様式でない場合は補助対象外とする。なお、補助員謝礼として高校生に支給する場合は、氏名・住所の自筆署名とする。
- ・当該大会に係る経費のみを計上すること。

#### 3 その他

現在、補助金の予算編成については、例年使用施設・大会日数・参加者等を踏まえて算出及び配分をしており、来年度（令和 3 年度）からは、配分の見直しを検討しております。

そのため、補助金の返金があった場合、原則、次年度補助金の減額対象とさせていただきます。